

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	大阪市 国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、国民健康保険事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

国民健康保険事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

令和6年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定、収納及び給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び大阪市国民健康保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①国民健康保険資格に関する事務 ②国民健康保険料の賦課に関する事務 ③国民健康保険料の収納に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務 ※市民からの申請に基づき資格取得・資格喪失等を行い、被保険者証の発行、及び年1回の証更新を行う。所得情報や減免情報等より年間保険料を算出し収納を行う。被保険者からの申請に基づき、償還払いや高額療養費の支払を行う。
③システムの名称	国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)、統合基盤システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供 ①番号法 第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ③番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ④国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 2. 情報照会 ①番号法 第19条第8号 別表第二 第42、43、44、45 の項 ②番号法別表第二の主務省令 第25条、第25条の2、第26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	福祉局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 電話: 06-6208-7961 ファックス: 06-6202-4156

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	<表紙>公表日	平成27年7月31日	平成28年8月31日	事前	
平成28年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)	国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)、統合基盤システム、中間サーバー	事後	
平成28年8月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局長 西嶋 善親	福祉局長 諫山 保次郎	事後	
平成28年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成27年2月4日 時点	平成28年5月25日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
平成28年8月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成27年2月4日 時点	平成28年5月25日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
平成29年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定及び給付に関する事務	国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定、収納及び給付に関する事務	事前	
平成29年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び大阪市国民健康保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①国民健康保険資格に関する事務 ②国民健康保険料の賦課に関する事務 ③国民健康保険料の収納に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務 ※市民からの申請に基づき資格取得・資格喪失等を行い、被保険者証の発行、及び年1回の証更新を行う。所得情報や減免情報等より年間保険料を算出を行う。被保険者からの申請に基づき、償還払いや高額療養費の支払を行う。	国民健康保険法及び大阪市国民健康保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①国民健康保険資格に関する事務 ②国民健康保険料の賦課に関する事務 ③国民健康保険料の収納に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務 ※市民からの申請に基づき資格取得・資格喪失等を行い、被保険者証の発行、及び年1回の証更新を行う。所得情報や減免情報等より年間保険料を算出し収納を行う。被保険者からの申請に基づき、償還払いや高額療養費の支払を行う。	事前	
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成28年5月25日 時点	平成29年1月25日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
平成29年4月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成28年5月25日 時点	平成29年1月25日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
平成29年4月28日	<表紙>公表日	平成28年8月31日	平成29年4月28日	事前	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第2、3、5、26、30、33、39、42、43、44、45、58、62、80、87、93の項	1. 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)、統合基盤システム、中間サーバー	国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)、統合基盤システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成30年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第30の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項	1. 情報提供 ①番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 2. 情報照会 ①番号法第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項 ②番号法別表第二の主務省令第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成30年11月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成29年1月25日 時点	平成30年1月25日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
平成30年11月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成29年1月25日 時点	平成30年1月25日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
平成30年11月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局長 諫山 保次郎	福祉局長	事後	
平成30年11月13日	<表紙>公表日	平成29年4月28日	平成30年11月13日	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成30年1月25日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成30年1月25日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規記載	事後	国様式の変更による
令和1年6月28日	<表紙>公表日	平成30年11月13日	令和1年6月28日	事後	
令和2年7月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 ①番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ③番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ④国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 情報提供 ①番号法第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ③番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ④国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和2年7月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	<表紙> 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 (特記事項)	国民健康保険事務では、委託先による特定個人情報情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に機密保持に関する覚書を提出させている。	国民健康保険事務では、委託先による特定個人情報情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。	事後	標準契約書の変更による
令和3年3月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和3年3月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和3年2月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和3年2月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 ①番号法 第19条第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ③番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ④国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 2. 情報照会 ①番号法 第19条第7号 別表第二 第42、43、44、45 の項 ②番号法別表第二の主務省令 第25条、第25条の2、第26条	1. 情報提供 ①番号法 第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ③番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ④国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 2. 情報照会 ①番号法 第19条第8号 別表第二 第42、43、44、45 の項 ②番号法別表第二の主務省令 第25条、第25条の2、第26条	事後	法改正による
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和6年1月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	令和5年2月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	時点更新(係数に変更なし)
令和6年1月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	令和5年2月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	時点更新(係数に変更なし)